

地方議員に対する違法な懲罰権行使と 司法による救済 ～香芝市議会事件を題材として～

地方自治法には、議員への懲罰の規定があります。実際には、議会多数派が少数派議員の批判的言動を抑圧するために懲罰を科すことが少なくありません。そのため、懲罰を違法とする多数の判決が出されています。

従来、裁判所では除名だけ争うことが可能でした。2020 年に出席停止も争えるように判例変更がなされています。香芝市議会事件では、議員（原告）に繰り返し陳謝が科されたものの、議員が陳謝を拒否したために、出席停止が科されることになったものです。

奈良地判（2024 年 1 月）でも、大阪高判（同年 8 月）でも、議員勝訴です。事件や判決の中身とともに、裁判の準備や工夫等につきお話いただきます。生きた事件を通して行政救済法を勉強する機会です。皆さん、ご参加下さい。



講師

弁護士

兒玉修一氏

日時：7月7日(月) 9:10～10:50

場所：B31 教室